

【重点項目】

1 きめ細かな少子化対策と子どもを守る社会づくりの推進

(1) 「第2子の壁」突破に向けた男性の育児参画の推進

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にない規模の少子化対策を講じるための財源確保に努めるとともに、特定財源化など社会全体で支える持続可能性の高い制度の構築に向けて検討を行うこと。
- 2 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児参画が重要であることから、育児休業はもとより、産前産後や時間単位等の育児休暇の取得促進に向け、積極的な広報や取得しやすい取組を実践している企業の顕彰等を行うなど、気運の醸成に努めること。
- 3 男性の育児休業を促進する制度の活用促進に向けて、従業員を対象とする育児休業給付金や企業に向けた両立支援等助成金など、諸制度を分かりやすく周知するとともに、両立支援等助成金について、「対象となる育児休業連続日数の短縮」や「2人目以降の低減廃止」など活用しやすい制度とすること。
- 4 「地域少子化対策重点推進交付金」について、予算総額の確保と当初予算額の増額に努めるとともに、交付金を活用した男性の育児休暇や育児休業の取得を飛躍的に向上させる取組を、国の委託事業として、地方自治体や経済団体等と連携してモデル的に実施すること。

《現状・課題等》

- 「家族関係社会支出の対GDP比」は、出生率の回復を実現した諸外国が3%程度であるのに対し、日本では徐々に増加しているものの依然として1%前半にとどまっています。この比率が2%に上昇すると合計特殊出生率が2.10に達するとする研究結果※1もあることから、未来への投資として、当面は2%台をめざして、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保することが必要です。

※1 参考文献 加藤久和・中野諭(2016)「少子化対策で将来の出生率や人口はどうなるか？」

—少子化対策と出生動向に関する将来シミュレーション『少子化は止められるか?』(有斐閣) 135~152頁

- 少子化対策は成果が表れるまでに長い時間を要する※2ことから、取組を継続・強化する必要がありますが、医療や介護の社会保険制度のように社会全体で支える持続可能性の高い制度はありません。そこで本県は平成30年度に全国初の取組として、社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源の確保に向けて、法人県民税超過課税の税収を原資とした「子ども基金」を創設したところです。

※2 少子化社会対策大綱(平成27年3月) 1頁

- 本県が県民約3万人を対象に実施した「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」によると、結婚経験がある人の理想の子ども数の平均は2.37人で、現在の子どもの数(1.49人)とは0.88人の差があります。このため、県民の希望をかなえるためには「第2子の壁」を克服する必要があり、夫の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高いこともふまえると、男性の育児参画の推進がより重要となっています。
- 本県が実施した平成29年度県内事業所労働条件等実態調査によると、正社員の年次有給休暇の平均取得日数は8.0日と少ない状況です。また、家庭との両立、特に家族の病気や子どもの送迎、役所への手続き等では時間単位の休暇が有効と考えられますが、時間単位休暇制度を実施している事業所は25.3%に留まっています。さらに「みえの労使協働による仕事と結婚・子育て等の両立促進に関する調査」によると、育児休暇取得の対象となる男性従業員がいる事業所のうち、実際取得した従業員がいる事業所は2割に留まっており、育児休暇の取得は全体として進んでいない状況にあります。
- 三重県知事との「サンキュー育休トーク」を開催した企業の中には育児休暇を有給化したことで取得率が大幅にアップしているところがあり、三重県庁では、男性職員の育児参加休暇の取得が進んだ結果、育児休業取得率も22.09%と年々取得率が上昇していることから、よりハードルの高い育児休業の取得促進に向けては出産直後などに休暇が取得しやすい風土や環境づくりが必要です。
- 少子化を克服したと言われるフランスでは、男性に対して雇用者負担による3日間の出産有給休暇や国社会保険による11日間の子どもの受入父親休暇等があり、雇用者に罰則付きの対応義務があること等から、育休取得率が高いとされています。これらの期間で男性は赤ちゃんと触れ合い、家事や育児をしっかりと担えるようになる効果が期待されています。
- 男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりなどを支援する国の「両立支援等助成金」等について、より多くの企業に活用を促していくためには、制度の利用状況や事例等を地方自治体と密に共有し、連携して企業に分かりやすく周知していくことが有効と考えます。

また、助成金について、現状の有給休暇取得状況などもふまえ、例えば、「出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業を取得する男性職員」の要件である連続取得日数を短縮することや、2人目以降の助成金の低減を廃止するなど制度をより活用しやすいものにしていくことが必要です。

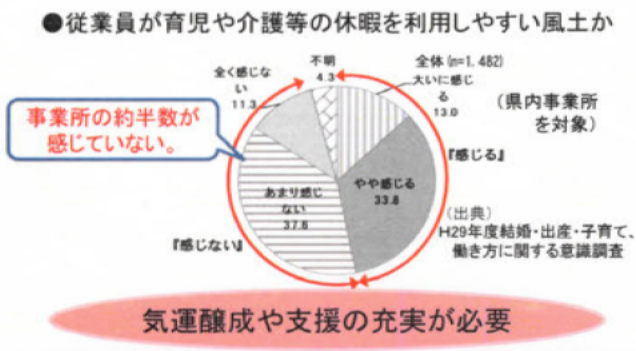
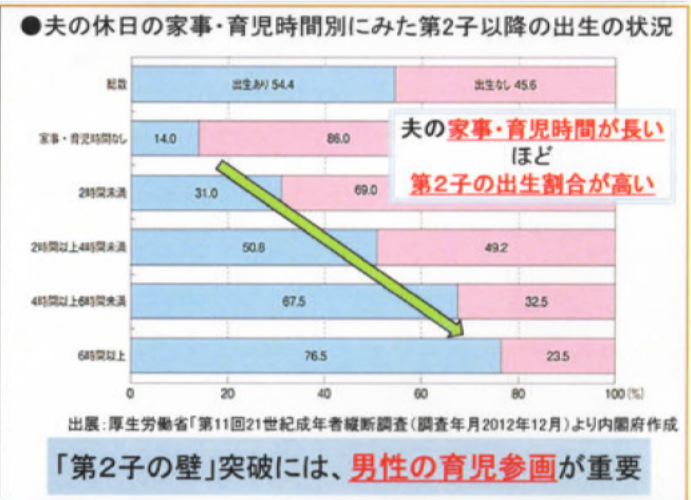
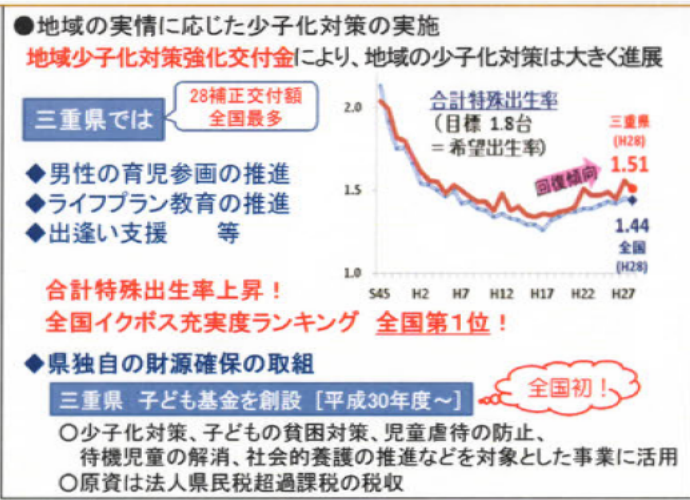
- 地域少子化対策重点推進交付金（以下、「本交付金」という。）は、平成 30 年度当初予算に 10 億円（対前年度比 175%）、平成 29 年度補正予算に 20 億円（同 50%）の計 30 億円（同 65.6%）が確保され、男性の育児参画や「イクボス」の推進等が対象分野として明確に位置づけられました。本県では、イクボスの普及拡大を図る人材養成等に取り組むほか、新たに 2 市（亀山市、志摩市）が交付金事業に取り組むなど、本交付金は地域の実情に応じたきめ細かな少子化対策を進める上で有効です。
- 男性の育休取得についての気運を高め、取得率を向上させるため、本交付金の対象分野となった男性の育児参画や「イクボス」の推進等の取組の実施に必要な予算総額を確保するとともに、経済団体や地域等の単位で複数企業が試験的に取組を進めることなどが有効と考えられることから、例えば、本交付金を活用して、モデル的に国が地方自治体を通して取組企業に対する補助金支給を経済団体等に委託し、成果と検証を行うこと等も有効と考えられます。

事務担当 子ども・福祉部少子化対策課
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

1 きめ細かな少子化対策と子どもを守る社会づくりの推進

(1) 「第2子の壁」突破に向けた男性の育児参画の推進

(内閣府、厚生労働省)



育児休業に関する支援制度

●両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)
職場の風土づくりをし、男性が育児休業(出生後8週以内に連続14日以上)を取得した事業主に対し助成

●育児休業給付金
育児休業中に就業しても受け取れる場合がある。

連続14日はハードルが高い
年次有給休暇 平均取得日数 **8日**
※H29三重県内事業所労働条件等実態調査結果

制度の利用状況や事例等を地方自治体と共有し、連携して企業等に活用を働きかけ

地域少子化対策重点推進交付金 (30年度実施分)

●総額30億(29補正:20億、30当初:10億) **ご尽力に感謝!**

●男性の育児参画の推進を対象分野に明記

●男性の育児休業や育児休暇の取得を飛躍的に向上させるモデル事例を創出

モデル例◆業種別(製造業、観光業、運輸業等)に、男性が育児休業等を取得しやすい環境整備をモデル企業で実施
⇒ 事例を全国に水平展開!

【提言・提案項目】

- 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にない規模の少子化対策を講じるための財源確保に努めるとともに、特定財源化など社会全体で支える持続可能性の高い制度の構築に向けて検討を行うこと。
- 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児参画が重要であることから、育児休業はもとより、産前産後や時間単位等の育児休暇の取得促進に向け、積極的な広報や取得しやすい取組を実践している企業の顕彰等を行うなど、気運の醸成に努めること。
- 男性の育児休業を促進する制度の活用促進に向けて、従業員を対象とする育児休業給付金や企業に向けた両立支援等助成金など、諸制度を分かりやすく周知するとともに、両立支援等助成金の要件について、「対象となる育児休業連続日数の短縮」や「2人目以降の低減廃止」など活用しやすい制度とすること。
- 「地域少子化対策重点推進交付金」について、予算総額の確保と当初予算額の増額に努めるとともに、交付金を活用した男性の育児休業や育児休業の取得を飛躍的に向上させる取組を、国の委託事業として、地方自治体や経済団体等と連携してモデル的に実施すること。

【子ども・福祉部】

1 きめ細かな少子化対策と子どもを守る社会づくりの推進

(2) 「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた取組の推進

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 実効ある都道府県計画の見直しに向けた条件整備
 - (1) 新しい社会的養育ビジョン（以下、「新ビジョン」）の実現に向け、いわゆる「骨太の方針」に位置付け、必要となる財源を確保するとともに、地方の取組に対する支援策を明確に示すこと。
 - (2) 地域におけるこれまでの取組やリソースなどが多様である現状をふまえ、地方が地域の実情に応じて主体的に取り組めるよう、地方の裁量が最大限に生かせる財政制度の創設について検討すること。
 - (3) 新ビジョンに基づく都道府県計画の見直しにあたっては、見直し期限を年度中に限定することなく、各都道府県が地域の実情をふまえて策定する計画の内容を尊重すること。
 - (4) 国が主体となって、社会的養育ビジョンの理念の浸透はもとより、里親制度そのものの啓発活動を積極的に展開すること。
- 2 子どもの権利擁護に向けた取組の推進
児童相談所が子どもの心理的負担等に配慮して実施する、警察、検察との協同面接に向けた環境整備や多機関対応の制度構築に向けた取組に対する財政支援を行うとともに、子どもの権利擁護に配慮した処遇を行うための人材（アドボケイト：代弁、擁護者）の育成に取り組むこと。
- 3 児童相談所、一時保護の改革
児童相談所における児童虐待の法的対応力、介入型支援の強化や、特に、児童相談所が子どもの権利保障の拠点として、「新ビジョン」の実現に向けた取組を着実に推進できるよう、機能分化（調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能）および機能強化（相談支援・一時保護）を図るとともに、里親委託の専門部門の設置を義務づけ、それらが可能となるよう地方交付税上の措置を講じること。
- 4 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化
 - (1) 困難さが増す里子ケアに対応できる里親を育成するため、公的な関与も含めて官民挙げて里親を育成する制度を確立し、里親登録の質の向上と拡大を促進すること。
 - (2) 「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン（案）」に基づき、各都道府県のフォスタリング支援機関が里親の包括的支援業務に安定して取り組めるよう、財政支援のあり方を見直すこと。
 - (3) 里親が社会的養護の担い手として十分な活動ができるよう、ケアニーズに応じて委託費を加算できるなど里親手当等のさらなる充実を図ること。また、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。
- 5 児童相談に関するデータベース機能向上への支援と統計の充実
児童相談対応のデータを今後の相談対応の充実・向上に生かすため、都道府県が取り組む児童相談データベースの機能向上への財政支援を強化するとともに、国が行う統計の充実を図ること。

6 特別養子縁組の推進

特別養子縁組をより広く要保護児童に活用できるようにするため、原則6歳未満とされている現行の年齢制限の見直し、児童相談所への特別養子縁組申立権の付与、子どもの意見表明と出自を知る権利の保障、養子縁組成立前後の養親や子どもに対する支援などに関する検討をさらに進め、制度の改正に反映させること。

7 市町村の子ども家庭支援体制の構築

子ども家庭総合支援拠点設置に向けた支援の強化を図り、市町村の在宅支援体制を強化すること。また、市町村が都道府県と連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の仕組みを構築すること。

8 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

(1) 施設の従来が発展的に引き継がれる形で施設の専門性の向上や多機能化、他施設との複合化に生かせるよう具体的な支援策を構築すること。また、新ビジョンが児童福祉施設に対応を求めている「ケアニーズの高い子ども」の判断基準を明確に定めること。

(2) 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、地域小規模児童養護施設および委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置の充実、1ユニットの定員減、乳児院における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。

(3) 高校生の部活動に要する経費については、中学生の場合と同様に支弁の対象とすること。施設における予防接種の対象範囲と対象者を広げること。

(4) 児童養護施設退所後の円滑な自立を支援するため、入所中から退所後まで一貫した支援を行う職員を児童養護施設に恒常的に配置できるよう、措置費の見直しを行うこと。

9 CDR(Child Death Review)の制度整備

全ての子どもの死亡を検証し、予防可能な子どもの死をなくすため、CDRに関する調査研究を進め、法整備を含めた制度設計を行うこと。

《現状・課題等》

1 実効ある都道府県計画の見直しに向けた条件整備

- 「新しい社会的養育ビジョン（以下「新ビジョン」という。）」では、本年度中に2029年を日途とした都道府県計画の見直しを求めています。本県では、平成27(2015)年度から、乳児院や児童養護施設、里親といった関係者と連携して三重県家庭的養護推進計画に基づく取組を積極的に推進し、全国平均を大きく上回るペースで計画に基づく取組を推進してきました。今回の計画の見直しにあたっては、これら関係者と共に、これまでの取組の成果と課題を検証した上で取組の推進をより強化していく必要がありますが、その前提として、いわゆる「骨太の方針」に位置付け、「新ビジョン」の実現のために必要となる国の財源や予算確保の内容を示すとともに、地方の裁量が最大限に生かせる財政制度の創設など、見直し後の都道府県計画を後押しする国の支援策を明確かつ具体的に提示する必要があります。

また、「新ビジョン」で示された国の数値目標の取り扱いについては、見直し期限を年度中に限定することなく、各都道府県が地域の実情をふまえて策定する計画の内容を尊重していただく必要があります。

平成 28 年に改正された児童福祉法では「子どもが権利の主体であること」「子どもの最善の利益が優先して考慮されること」を明確にし、家庭養育優先の理念が規定されました。「新ビジョン」はこの改正児童福祉法の理念を具現化したものであり、その実現を目指していくには、国が主体となって、「新ビジョン」の国民全体の認知度を高めるとともに里親制度そのものの本格的な啓発・広報活動を地方や関係団体と一体となって積極的に展開する必要があります。

2 子どもの権利擁護に向けた取組の推進

- 本県では、児童相談所が保護した性的虐待等の重篤な児童虐待の被害児童から聞き取りを実施するにあたっては、児童の心理的負担を最小限度に抑えることを目的に、警察、検察と連携した協同面接を可能な限り実施していますが、さまざまな制約から試行的な取組から本格実施への移行が難しい状況です。この協同面接を全国的に普及させていくには、国のレベルで司法、警察、福祉の連携のあり方を具体的に示すとともに、地方が行う医療機関や学校、支援機関等による多機関の連携を促進するための環境整備や取組に対する財政的な支援が必要です。また、子どもの意見表明権を保障するためにも、国として子どもの声を聞き取るアドボケートを養成し、子どもの権利を保障していく必要があります。

3 児童相談所、一時保護の改革

- 本県(児童相談所)は、児童虐待に係る法的対応力や介入型支援を充実強化するとともに、市町村への助言・援助、専門的な知識・技術による支援や、広域的な対応が必要な業務を適切に行うことが児童福祉法で求められています。特に、「新ビジョン」に基づき、児童相談所が子どもの権利保障の拠点として取組を着実に推進できるようケースワーカーを増員し、調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能を分化させるとともに、機能の強化(相談支援・一時保護)を図る必要があります。さらに、施設入所から里親委託へのシフトが進めば、そのフォローを行う児童相談所の業務量増大が見込まれます。
里親委託のコーディネートや里親の研修、パーマネンシー保障のための家庭復帰計画の策定、養子縁組の推進等を進める専門部門の設置を義務づけ、それらが可能となるよう地方交付税措置を講じていく必要があります。

4 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- 児童福祉法が改正され、被虐待児童の自立支援に向けて都道府県が行う業務として、「里親の普及・啓発から児童の自立支援までの一貫した里親支援」と「養子縁組に関する相談・支援」が位置付けられましたが、「新ビジョン」における里親委託率を大幅に向上させる方向性をふまえれば、対応の難しいケースも含めて里親委託を進めていく必要があります。これに対応していくには、これまで地方任せであった里親の育成制度を改め、国による支援策を充実させるとともに、官民を挙げた里親の意識の向上やスキルアップ、さらには里親の取組を支援する体制を構築し、国が示すフォスタリング機関の安定した事業運営の確保と里親登録の質の向上と拡大を促進していく必要があります。
- 「新ビジョン」がめざす里親委託の数値目標を達成するには、里親登録者数を大幅に増やす必要があるため、里親制度を見直し、里親手当を充実させるとともに、子どもの困難度や提供するサービスなどのケアニーズに応じて委託費を加算できる制度とするなど、里親の新規登録の促進を図る必要があります。

- 放課後児童クラブの利用を希望する里親が増えてきていますが、利用料は里親に係る措置費の支弁対象となっておりません。共働きの里親登録者が増えており、児童の処遇向上および里親委託推進のため、放課後児童クラブの利用料を支弁対象とする必要があります。

5 児童相談に関するデータベース機能向上への支援と統計の充実

- 児童相談所がかかわり、一時保護や措置を行った子どもたちのデータは、今後の子どもたちの権利擁護をふまえた対応に生かしていくためにデータベース化していくことが大切です。この取組は、都道府県単位でデータベースを構築し、データの集積、分析・検討を進めることに加えて、国において全国的なデータを分析検討するシステムを構築し調査研究を行っていただくことで、より精度の高い制度を確立する必要があります。さらに、国の現行の統計（福祉行政報告例）を見直し、現状にあったものとしていく必要があります。

6 特別養子縁組の推進

- 全ての子どもに、恒久的で安定した生活環境を実現するためには、特別養子縁組を推進していくことが必要です。国の検討会が公表した「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」の結果をふまえ、制度の改正につなげていく必要があります。
 - ・ 要保護児童が必要に応じて特別養子縁組を活用できるよう現行の年齢制限（6歳未満）を引き上げること
 - ・ 父母の同意がない場合、特別養子縁組の手続きに移行できない事例が多いため、児童相談所が申立を代行できるようにすること
 - ・ 一定年齢以上の子どもについては当事者である子どもの同意を成立の要件とすること
 - ・ 出自を記録した文書等を適切に保管すること
 - ・ 子どもが適切な養育環境のもとで継続的に養育されるよう養親への研修や支援を充実させること など

7 市町村の子ども家庭支援体制の構築

- 子ども家庭総合支援拠点設置に向けて市町村を支援する方策を具体化し、市町村の在宅支援体制を強化する必要があります。また、里親制度の推進にあたっては、都道府県と市町村との連携した取組が不可欠であるため、市町村が県と連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の仕組みを構築する必要があります。

8 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- 児童養護施設は、家庭的養護推進計画に基づき小規模化、地域分散化を積極的に進めるとともに、今後もその専門性を高め、医療的ケアの必要性や発達の遅れ、保護者対応の難しさなどから、家庭復帰や里親委託に困難をきたすケアニーズの高い子どもへのケアの充実や、地域支援の強化に取り組んでいるところであり、多機能化等を図るための財政的支援を充実する必要があります。また、乳児院の入所児童にもケアニーズの高い子どもが多くなっています。乳児院において生活を支援する児童が、より短い期間で家庭的環境に適応できるようにするためにも、直接処遇職員の確保が不可欠であり、そのためにも「ケアニーズの高い子ども」の判断基準を示す必要があります。

- 要保護児童の8割近くを占める施設入所児童の処遇向上と職員体制の強化を図るため、本県では平成27年度から、地域小規模児童養護施設および乳児院のユニットケアに対し、ユニットリーダーの配置および児童指導員等の加配への補助を行っています。
平成27年度から職員配置基準が引き上げられたものの、施設職員の休暇や勤務ローテーション、緊急対応や研修の受講等を考慮すると、経験の浅い職員が一人で対応せざるを得ない時間帯が日常的に生じるなど、個別的な関わりを必要とする子どもの対応等に関して、ユニットにおける現在の職員配置では十分とは言えない状況です。また、乳児院における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うことも含め、職員体制のさらなる充実が必要です。さらに、児童の処遇向上のために、小規模ユニットにおける1ユニットあたりの定員を減らす必要があります。
- 委託一時保護専用ユニットにおける職員配置は、24時間受け入れ態勢の確保や、保護直後の落ち着かない子どもへの手厚い対応が必要なこと、さらには、子どもの観察など一時保護機能としての業務があることから職員を加配する必要があります。
- 高等学校のクラブ活動に係る費用は措置費に含まれていますが、現実には不足分を子どもたちが負担できず、施設の持ち出しとなっています。施設で生活している子どもたちにとっての高等学校のクラブ活動は、体力の向上、自己肯定感の高揚等のために重要なものであり、中学校のクラブ活動費用と同様に措置費の支弁対象とする必要があります。
- 入所児童に係る任意の予防接種は現在施設負担となっています。また、感染症の予防にかかる職員の予防接種も施設の負担により行われているところです。額も高額であり施設の負担が大きくなっていることから、措置費の支弁対象とする必要があります。
- 児童養護施設や里親のもとから、進学や就職により自立していく子どもたちについては、親や家庭の支援が得られないこと等を背景に、退学や離職、転職を繰り返す等の状況があり、貧困の連鎖にもつながっています。
児童養護施設が退所した者の支援（アフターケア）を行うことは児童福祉法に規定されていますが、その一方でアフターケアを行う職員の人件費に係る加算等はありません。
今般の児童福祉法の改正により、児童自立生活援助事業および社会的養護自立支援事業が創設されたところですが、児童養護施設を退所した者の多くが、最も頼りにしているのは出身施設であることから、児童養護施設のリービングケア、アフターケア機能を充実する必要があります。

9 CDR（Child Death Review）の制度整備

- 本県では、現在、有志の医療関係者、司法関係者、福祉関係者等が定期的に集まり、予防可能な子どもの死を防止する政策に生かすため、県レベルのCDR実施に向けて検討を行っています。しかし、現段階では、死亡検証に必要なデータ収集の課題や個人情報保護の確保、守秘義務から各関係機関の情報共有が困難です。そのため生活背景や治療状況、育児の実態等をデータ化し、医師や警察、児童福祉等の関係者、有識者が共有して原因を検証するまでに至っていません。虐待死や生活用品などによる事故などを個別に検証する仕組みはありますが、全ての子どもの死亡事例の詳細を共有し検証するには、国における運営指針や法整備を含めた制度設計（具体的なデータ登録や検証方法など）を進める必要があります。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課
関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

1 きめ細かな少子化対策と子どもを守る社会づくりの推進 (2) 「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた取組の推進

(厚生労働省)

三重県の里親委託推進に向けた取組

- 里親制度の啓発と里親のリクルート
 - ・様々な媒体の活用や関係機関と連携した情報発信
 - ・里親支援専門相談員(12名)が全県をカバー
- 施設の多機能化・高機能化
 - ・児童家庭支援センターの設置(県内3か所)
 - ・委託一時保護用ユニット整備(県内2か所)
- 児童相談所の体制強化
 - ・里親担当の選任職員を2名配置 等

知事自ら出演



里親普及啓発DVD



里親説明会

海外の先進的な取組の導入

イギリス

- ・「フォスタリングチェンジプログラム」を導入
- ・里親スキルアップ研修の実施

カナダ

- ・リスクアセスメントツール等の開発
- ・児童相談で蓄積したデータを継続的に分析し、現場の虐待相談にフィードバック
- ・多機関連携の強化
- ・アドボケイトの養成 等



オックスフォード大学リソースセンター訪問

全国唯一のシステム!

30年度新規事業

全国初の子ども基金の創設

社会全体で子どもたちを支援する継続可能な財源確保に向けて「子ども基金」を創設
(原資は法人県民超過課税の税込)

社会的養育にも活用!

里親等委託率の推移

平成22年度 平成28年度
【三重県】 13.8% ⇒ 22.9% +9.1ポイント
【全国】 12.0% ⇒ 18.3% +6.3ポイント



新ビジョンに対する関係者の声

- ・国レベルの普及啓発やイメージの構築が必要(里親)
- ・里親等の登録数ではなく、資質の向上を担保するしくみを(FH関係者)
- ・施設が里親を支える仕組みづくりを(県外里親支援機関)
- ・保護者が里親ではなく、明確に施設を希望する場合がある(児相職員)
- ・市町の専門職等の人員配置や実施にかかる財源措置を(児相職員)
- ・児相は、虐待対応に多くの時間を使っている状況(児相職員)
- ・支援体制を充実した上で里親委託、施設高機能化を(施設関係者)等

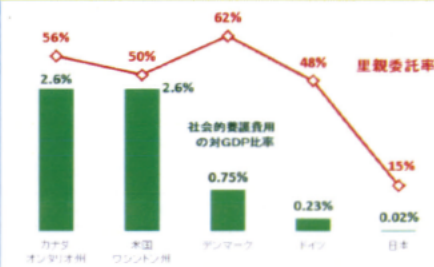
新ビジョンの実現をめざすには

- 児童相談所の実情に応じた財政支援の強化
三重県の地方交付税単位数費用
児相2か所、職員101名に対し、
児相5か所、職員188名(うち非常勤65名)で対応
⇒年々増加する児童虐待への対応に追われる状況
- 里親リクルートの強化と里親登録数の増加
昨年8月の試算では、里親委託は121人から294人に増加
⇒里親登録は新たに335世帯の登録が必要
- 必要な財源の十分な確保と新たな支援策の充実
⇒ビジョンが示す工程を裏づける予算、制度が必要
- 地域の取組やリソースに応じたきめ細やかな対応
⇒地域の実情に応じた都道府県計画の見直しが必要

31年度に1か所増設予定

社会的養育費用の対GDP比率と里親委託比率(平成24年度データ)

- ・我が国の社会的養育費用の対GDP比率は先進国よりかなり低い状況
- ・予算額と里親制度推進は大きく関係



【提言・提案項目】

1 実効ある都道府県計画の見直しに向けた条件整備

- (1)新しい社会的養育ビジョン(以下、「新ビジョン」)の実現に向け、いわゆる「骨太の方針」に位置付け、必要となる財源を確保するとともに、地方の取組に対する支援策を明確に示すこと。
- (2)地域におけるこれまでの取組やリソースなどが多様である現状をふまえ、地方が地域の実情に応じて主体的に取り組めるよう、地方の裁量が最大限に生かせる財政制度の創設について検討すること。
- (3)新ビジョンに基づく都道府県計画の見直しにあたっては、見直し期限を年度中に限定することなく、各都道府県が地域の実情をふまえて策定する計画の内容を尊重すること。
- (4)国が主体となって、社会的養育ビジョンの理念の浸透はもとより、里親制度そのものの啓発活動を積極的に展開すること。

2 子どもの権利擁護に向けた取組の推進

児童相談所が子どもの心理的負担等に配慮して実施する、警察、検察との協同面接に向けた環境整備や多機関対応の制度構築に向けた取組に対する財政支援を行うとともに、子どもの権利擁護に配慮した処遇を行うための人材(アドボケイト:代弁、擁護者)の育成に取り組むこと。

【子ども・福祉部】